

おかやまの木で家づくり支援事業実施基準

制定（平成31年 3月22日付け、林第845号）

改正（令和 元年 9月18日付け、林第462号）

第1 趣 旨

この基準は、一般社団法人岡山県木材組合連合会（以下「県木連」という。）が、おかやまの木で家づくり支援事業実施要領（平成31年3月22日付け林第845号）に基づき、県内において県産乾燥材・県産森林認証材を使用した木造住宅の新築及び平成30年7月豪雨災害等の被災を受けた既存住宅の改修をする者に対し、材料費の一部を助成するために必要な事項について定める。

第2 定 義

- 1 この基準において、県産乾燥材とは、岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）第3条の登録を受けている製材業者が、25%以下の含水率に至るまで乾燥させた国産材製材品（皮剥等の加工丸太を含む。）をいう。（岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）第3条の登録を受けている製材業者が製材したラミナを活用した集成材・CLTを含む。）
- 2 この基準において、県産森林認証材とは、第三者機関の認証を受けた県内の森林管理認証（FM認証）森林から生産された原木を使用した県産乾燥材をいう。
- 3 この基準において、新築とは、新築及び改築をいう。
- 4 この基準において、改修とは、増築、修繕及び模様替をいう。

第3 助成金の交付対象者

助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する住宅を供給する施工業者（大工・工務店等）で、県産材利用促進のための普及啓発に協力できる者とする。

- (1) 県内において新築される木造住宅で、次に掲げる全てに該当する住宅とする。
 - ア 建築主が居住するために建築される一戸建て木造住宅（台所、便所、浴室があり、独立した生活を営むことができること。建売住宅を含む。）
 - イ 第4の（1）に定める主要構造部材に県産乾燥材を8㎡以上または県産森林認証材を4㎡以上使用する住宅
 - ウ 建築主と請負契約を締結した住宅（建売住宅の場合は、購入者と売買契約を締結した住宅）
 - エ 建築基準法に基づく確認済証の交付日または建築工事届の受理日が、助成金交付申請年度の4月1日以降の住宅
ただし、平成30年7月豪雨災害等の被災者に係るものは、助成対象とする部材の納材が助成金交付申請年度の4月1日以降の住宅
 - オ 別に定める日までに、助成対象とする部材の施工が完了する住宅
 - カ 助成対象とする部材が市町村の実施する森林環境譲与税を活用した補助事業等の対象となっていない住宅
- (2) 県内において改修される既存住宅で、次に掲げる全てに該当する住宅とする。
 - ア 平成30年7月豪雨災害等により被災した住宅

- イ 建築主が居住するために改修される住宅（台所、便所、浴室があり、独立した生活を営むことができること。集合住宅を含む。）
- ウ 第4の（2）に定める部材に県産森林認証材を2 m³以上使用した住宅
- エ 建築主と請負契約を締結した住宅
- オ 助成対象とする部材の納材が助成金交付申請年度の4月1日以降の住宅
- カ 別に定める日までに、助成対象とする部材の施工が完了する住宅
- キ 助成対象とする部材が市町村の実施する森林環境譲与税を活用した補助事業等の対象となっていない住宅

第4 助成対象となる木材の用途

対象となる木材の用途は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）新築 主要構造部材（土台、大引、根太、柱、間柱、筋交、梁、桁、束、母屋、棟木）
- （2）改修 前号に定める主要構造部材、造作材等、物件と一体的に作られている家具（建具は除く。）、下地材、及び床、壁等の内外装材

第5 助成金額等

別表のとおりとし、助成金の交付戸数及び金額は予算の範囲内とする。

第6 助成金の申込

- 1 助成金の交付を受けようとする者は、新築の場合は原則として棟上げ20日前までに、改修の場合は原則として第4の（2）に定める部材の納材日の20日前までに、おかやまの木で家づくり支援事業申込書（以下「申込書」という。）（様式第1-1～3号）により、関係書類を添付して、県木連に提出しなければならない。
- 2 申込書には、次の各号に掲げる書類を添付する。
 - （1）建築主との工事請負契約書の写し（建売住宅の場合を除く）
 - （2）建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第6条第1項第2号及び第4号に掲げる建築物については確認済証の写し、その他の建築物については同法第15条第1項の建築工事届の写し（新築の場合）
 - （3）住宅の平面図（新築の場合）
 - （4）助成対象とする部材の使用箇所がわかる図面（改修の場合）
 - （5）施工前の状況がわかる写真（改修の場合）
 - （6）市町村が発行する罹災証明書の写し（平成30年7月豪雨災害等被災者の場合）
- 3 県木連は、申込書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、おかやまの木で家づくり支援事業申込内容審査結果通知書（様式第2号）により、審査結果を当該申込者に通知するものとする。

第7 助成金の交付申請

- 1 第6の3の規定により、助成金の交付予定者決定を受けた者は、新築の場合は原則として棟上げ10日前までに、改修の場合は第4の（2）に定める部材の工事完了後に、おかやまの木で家づくり支援事業助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式第3号）により、関係書類を添付して、県木連に提出しなければならない。
- 2 交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付する。
 - （1）県産乾燥材・県産森林認証材使用証明書（様式第4号）
 - （2）県産乾燥材・県産森林認証材納材証明書（様式第5号）

- (3) 購入者との売買契約書の写し（建売住宅の場合）
- (4) 工事完成写真及び助成対象とする部材の使用箇所がわかる写真（改修の場合）
- 3 県木連は、交付申請書の提出があったときは、証拠書類等を審査し、現地調査を行う。現地調査を実施した場合は、検査調書（様式第6号）を備えるものとするが、次のいずれかに該当する場合は、現地調査を省略することができる。
 - なお、申請者は現地調査に協力する。
 - (1) 申請者が県木連の登録する県産材サポーターもしくは一般社団法人全日本木材市場連盟（以下「全市連」という。）の登録する木材アドバイザーを設置し、使用する県産乾燥材・県産森林認証材の確認を行っていること。
 - (2) 県産乾燥材・県産森林認証材納材証明書（様式第5号）に記載された乾燥材製材業者等が県木連の登録する県産材サポーターもしくは全市連の登録する木材アドバイザーを設置し、使用する県産乾燥材・県産森林認証材の確認を行っていること。
- 4 県木連は、書類審査及び現地調査の結果、適当と認めた場合には、助成金の交付の決定及び額の確定を行い、助成金交付決定及び額の確定通知書（様式第7号）を当該申請者に通知するものとする。なお、不適当と認めた場合には、第6の3で規定する助成金の交付予定者決定を取り消すものとする。
- 5 上記交付決定及び額の確定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかにおかやまの木で家づくり支援事業助成金請求書（様式第8号）を県木連に提出しなければならない。
- 6 県木連は、上記請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

第8 助成金の交付決定の取消し及び返還

県木連は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 提出書類に事実と異なる内容を記載し、又は助成金の交付に関し不正な行為があったとき
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

第9 帳簿及び証拠種類の保管

交付決定者は、当該事業に係る収入及び支出について帳簿及び証拠書類又は証拠物を事業完了後5年間整理保管しなければならない。

なお、助成金については交付決定者の有する他の経理と区分しなければならない。

附 則

この基準は、平成31年度事業から適用する。